告示

○厚生労働省告示第三百八十一号

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十八号）の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備に関する告示を次のように定め、平成二十六年十月一日から適用する。

平成二十六年九月三十日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備に関する告示

第一　昭和三十九年七月厚生省告示第三百二号（母子福祉法第十一条に規定する事業として定める件）の一部を次のように改正する。

「母子及び寡婦福祉法施行令」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」に、「第五条第八号」を「第六条第一項第八号（同令第三十一条の四及び第三十五条において準用する場合を含む。）」に、「、母子及び寡婦福祉法」を「、母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「第十一条」を「第十四条（同法第三十一条の六第四項及び第三十二条第四項において準用する場合を含む。）」に改める。

第二　母子及び寡婦福祉法施行令第十八条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める率（昭和三十九年厚生省告示第三百四号）の一部を次のように改正する。

題名中「母子及び寡婦福祉法施行令」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」に改める。

本則中「母子及び寡婦福祉法施行令」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」に、「第三十八条」を「第三十一条の七及び第三十八条」に改める。

第三　母子及び寡婦福祉法施行令第三条第八号の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設（昭和四十八年厚生省告示第百七十六号）の一部を次のように改正する。

題名中「母子及び寡婦福祉法施行令第三条第八号」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第三条第九号」に改める。

本則中「母子及び寡婦福祉法施行令」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」に、「第三条第八号」を「第三条第九号」に改める。

第四　母子及び寡婦福祉法施行令第七条第三号の規定に基づき厚生労働大臣の定める給付（昭和五十五年厚生省告示第八十三号）の一部を次のように改正する。

題名中「母子及び寡婦福祉法施行令」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」に改める。

本則中「母子及び寡婦福祉法施行令」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」に改め、「基づく」の下に「遺族基礎年金並びに国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）による改正前の国民年金法に基づく」を加え、「、母子及び寡婦福祉法」を「、母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改める。

第五　社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第三条第一号ヲ及び第五条第十四号イ、社会福祉士介護福祉士学校指定規則第三条第一号ヲ及び第五条第十四号イ並びに社会福祉に関する科目を定める省令第四条第六号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業（昭和六十二年厚生省告示第二百三号）の一部を次のように改正する。

第一項第十一号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「母子福祉センター」を「母子・父子福祉センター」に改める。

第六　厚生労働大臣の定める医療法人が行うことができる社会福祉事業（平成十年厚生省告示第十五号）の一部を次のように改正する。

第一項第二号ハ中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「母子家庭等日常生活支援事業」を「母子家庭日常生活支援事業、父子家庭日常生活支援事業」に、「母子福祉施設」を「母子・父子福祉施設」に改める。

第七　母子及び寡婦福祉法施行令第六条第二項第四号の厚生労働大臣が定める事業（平成十五年厚生労働省告示第百六十二号）の一部を次のように改正する。

題名中「母子及び寡婦福祉法施行令」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」に改める。

本文中「母子及び寡婦福祉法施行令」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」に、「第三十五条」を「第三十一条の四及び第三十五条」に改める。

第二号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「又は同法第六条第三項」を「若しくは配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの又は同条第四項」に改める。

第八　平成十九年厚生労働省告示第三百号（母子及び寡婦福祉法施行令第二十八条第一項の厚生労働大臣の定める時間数を定める件）を廃止する。

第九　母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針（平成二十年厚生労働省告示第二百四十八号）の一部を次のように改正する。

題名中「母子家庭」を「母子家庭等」に改める。

目次中「母子家庭及び寡婦自立促進計画」を「自立促進計画」に改める。

はじめに1の⑴中「母子寡婦福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に改め、同1の⑵中「（昭和39年法律第129号）」を削り、「母子自立支援員」を「母子・父子自立支援員」に、「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）」に改める。

第2の1の⑴中「母子家庭及び寡婦自立促進計画」を「自立促進計画」に、「母子家庭等日常生活支援事業」を「母子家庭日常生活支援事業」に改め、同1の⑶中「これにより、母子自立支援員」を「また、平成26年度に、母子自立支援員の名称を母子・父子自立支援員に改めることとした。これにより、母子・父子自立支援員」に、「母子寡婦福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に、「、母子